

社会福祉法等の一部「改正」法案 今国会での成立は、ほぼ困難な見通し！ 全国からの FAX 要請が大きな力に！

昨日の参議院厚生労働委員会で、労働者派遣法改悪法案が 20 ページにもわたる附帯決議を付けて採決され、本日の参議院本会議で可決・成立しました。このような膨大な附帯決議は前例がなく、法案自体が問題だらけのものであることを示しています。

改悪法の成立を受けて、本日開催された参議院厚生労働委員会の理事懇では、与党側は次に審議するのは社会福祉法等の一部「改正」法案ではなく、医療法の一部「改正」法案としたいと提案してきたとの情報が、小池晃参議院議員事務所から入りました。

参院厚生労働委員会は、明日 10 日には一般質疑が予定されていて、その最後に医療法の一部「改正」法案の趣旨説明がおこなわれる予定です。そうすると、9 月 15 日の一日で医療法の審議がおこなわれて、その日のうちに採決されたとしても、会期末までの厚生労働委員会は 17 日と 24 日の 2 日間しかありません。

『社会福祉法等の一部「改正」法案は、衆議院段階では参考人質疑を含めて 3 日間の審議がされていることから、残りの 2 日間の審議で強引に通すべきではない』ということが、野党委員のなかでは共通した認識になっているようです。この間、共同実行委員会としてとりくんできた厚生労働委員宛ての FAX 要請運動や、再三の議員要請行動があったからこそ、委員がこうした認識にたっているのです。

社会福祉法等の一部「改正」法案は、継続審議扱いとなる見込みで、10 月以降に開催されることが予想される臨時国会で、あらためて審議がされることになりそうです。

法案を継続審議になるところまで追い込んだのは、私たちの運動の成果であると確信をもちましょう！ これで終わりということではなく、法案の廃案に向けての私たちのたたかいは、これからも継続していくことになります。

廃案に向けた秋からの運動と、「憲法 25 条に基づく権利保障としての社会福祉事業を守り拡充することを求める請願署名」の推進について、10 月上旬には共同実行委員会で検討し、あらためてみなさんに提起していく予定です。

**権利としての社会福祉事業を守り拡充させるために、
各地方で共同の輪をさらに広げていきましょう！**